

平成29年度 さいたま市立川通中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立川通中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全生徒が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもち、いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
- 4 いじめる生徒に対し、成長支援を念頭に置き毅然とした態度で指導すること。
- 5 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 6 重大事態には、警察等関係機関や心理、福祉等の関係専門機関と連携すること。
- 7 教師自らの体験を語るなどして、生徒に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 8 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、組織的に対応すること。
- 9 いじめを発見または相談を受けた場合は、いじめられた生徒に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 10 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うこと。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

「いじめ」は単に謝罪をもって解消とはならない。いじめが解消している状態とは、次の二つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも相当の期間（少なくとも3カ月程度）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※「いじめ防止対策推進法」第4条【いじめの禁止】「児童等はいじめを行ってはならない。」

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため

学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

- ①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ②いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④いじめに係る情報（いじめの疑いや生徒間の人間関係の悩みを含む）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係生徒に対するアンケートや聴き取りにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ⑥学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。また、いじめの防止等に係る校内研修を計画的に実施する。

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、教育相談主任、養護教諭
さわやか相談員、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校評議員

(3) 開催

- ア 定例会（年間2回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
- ウ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会（名称は各学校で定める）

(1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会本部役員、学級委員会

(3) 開催：各学期1回程度開催

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめ防止プログラムの実施

以下の1～8を本校の「いじめ防止プログラム」とする。

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「小・中学校道徳読み物資料実践事例集 みらいを拓く」「心のノート（さいたま市版）」をなど活用し、人としての気高さ・心づかい・やさしさ等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを防止する。
- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、生徒の実態に応じて、以下の内容について取り組む。
 - ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・学級委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開（あいさつ運動）
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 潤いの時間「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、温かな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返すことにより、人との関わる際に必要なスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を活かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：1年生～3年生 6月頃

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施 4月頃
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
 - 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
 - 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年生 11月頃
- 7 小中一貫教育の推進
 - 小中合同研修会などを通して、9年間をみすえた生徒指導や教科指導體制の構築を図る。
 - GSでは英会話のサポート、体育は授業（水泳等）のサポートをしている。教員が2校の小学校にそれぞれ7日ずつ授業支援に行き、児童生徒の実態把握に努めている。
- 8 さいたま市をあげての取組
 - さいたま市子ども会議（代表生徒が各校の実態や取組について話し合う）
 - いじめ防止シンポジウム（代表校がいじめ防止に向けての取組などを発表する）
 - 心を潤す4つの言葉推進運動

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

本校の今年度の学校経営方針「夢を持ち、社会を生き抜く力を身につける生徒の育成」を合い言葉として、生徒を活かす取組を展開する。

- 1 日頃の生徒の観察
 - 生徒のささいな変化に気付く。
 - 気付いた情報を共有する。
 - 情報に基づき、速やかに対応する。
 - (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
 - (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかい 等
 - (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
 - (5) 部活動：部活動が無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
 - (6) 登下校指導：独りぼっち 等
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
 - (1) アンケートの実施：4月頃・9月頃・1月頃に実施。
 - (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
 - (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。面談した生徒について、学年・学校全体で情報共有する。記録をとり保存する。
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
 - (1) 毎週の生徒指導委員会で確実に情報収集をし、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
 - (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。
- 4 教育相談週間の実施
 - (1) 年1回、教育相談週間を設定する。
 - (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

- ① 教育相談だよりの発行
- ② さわやか教育相談室の充実（保護者向け講習会の開催等）

5 保護者アンケート（学校評価）の実施

- (1) アンケートの実施 : 11月頃（年1回実施 面談も含む）
- (2) アンケート結果の活用: アンケート結果に応じて、保護者・生徒と面談を行う。面談した保護者・生徒について、学年・学校全体で情報共有する。

6 地域からの情報収集

民生委員・主任児童委員との連絡協議会、学校評議員会を通して得られた情報に基づき、速やかに対応する。また、定例の委員会にとどめることなく、地域に顔を出し、情報収集に努める。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、実務及び組織的に対応するよう教職員間の連絡・調整を行う。
- 教務主任は、教頭を補佐し、実務及び組織的に対応するよう教職員間の連絡・調整を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担任は、担任と連携し、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の生徒の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。
- 生徒指導主任は、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、生徒指導主任等と連携し、生徒の情報を把握できる体制づくりをする。全教職員が生徒の情報を共通理解するための体制を整備する。心のサポート体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、生徒の情報を共有し、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 部活動の顧問は、担任と連携し、事実の確認のため、情報収集を行う。いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。
- さわやか相談員は、生徒の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める実効的な研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- (1) 本校の指導努力点である「確かな学力の定着」を実施する
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
児童生徒理解など

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う期間（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、行内研修等の実施期間の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月、11月
- (2) いじめ対策委員会の開催時期：7月、2月
- (3) いじめの問題に関する校内研修の開催時期

7月3日：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

8月29日：生徒指導に係る伝達研修

8月21日：特別支援（国際教育、人権教育）に係る校内研修

